

## 青森大学衛生委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人青森山田学園就業規則第7章安全衛生（第71条から第79条）の規定により、教職員の安全と健康を確保するとともに快適な職場環境の形成を促進するため、労働安全衛生法第18条に基づく衛生委員会（以下「委員会」という。）について定める。

### (職務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議するとともに、学長に必要な意見を提言するものとする。

- (1) 職員の健康障害防止のための基本的な対策に関する事
- (2) 職員の健康保持増進を図るための基本的な対策に関する事
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策で衛生に関する事
- (4) 衛生に関する規程等の作成に関する事
- (5) 衛生教育の実施計画の作成に関する事
- (6) 健康診断及びその結果に対する対策の樹立に関する事
- (7) 快適な職場環境の形成に関する事
- (8) その他衛生に必要と認められる重要な事項に関する事

### (委員会の組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 事業の実施を統括管理する者
  - (2) 衛生管理者のうちから大学が指名した者
  - (3) 産業医のうちから大学が指名した者
  - (4) 衛生に関する経験を有する者のうちから大学が指名した者
  - (5) 本学の教職員のうちから大学が指名した者
- 2 委員長は、事業の実施を統括管理する者とし、事務局長をもってあてる。
- 3 委員長は、委員長代理として委員の中から副委員長を指名する。
- 4 第1項第2号から第5号までに規定する委員の半数については、職員代表者の推薦に基づき大学が指名する。

### (任務)

第4条 委員長は、委員会を統括するとともに、会議の議長を務め、委員会の付議事項及びその他必要な事項を処理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはこれを代行する。
- 3 委員は、委員会に出席し、第2条に定める事項について意見を述べるよう努め、常に職場環境や衛生に関する事項に留意し、衛生管理活動に寄与するよう努めるものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員の退職等により、欠員が生じた場合はすみやかに補充する。補充委員の任期については、前任者の残任期間とする。

(開催)

第6条 委員会は、毎月一回定期に開催するほか、次の各号に掲げる場合に委員長の招集によって開催する。

- (1) 緊急性のある調査審議事項が発生したとき
- (2) その他委員長が必要と認めたとき

(成立)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 委員会では、必要に応じて参考人として委員以外の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務課が行う。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、委員会が審議し、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月15日から改正し施行する。